

平成29年度の主な税制改正

所得税関係

前編

公認会計士・税理士 小野山 匠海

配偶者控除及び配偶者特別控除の改正

就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われ、平成30年分以後の所得税（個人住民税は平成31年度分以後）から適用されます。

① 配偶者控除の見直し

配偶者特別控除の適用には納税者本人の所得制限（合計所得金額1,000万円以下）がありましたが、配偶者控除にも所得制限が加えられ、合計所得金額900万円を超えると段階的に適用額が減少し、合計所得金額が1,000万円を超えると配偶者控除及び配偶者特別控除の適用ができなくなります。

【改正後の配偶者控除（所得税）】

納税者の合計所得金額	（参考）給与所得のみの場合の給与収入	配偶者控除	老人配偶者控除
900万円以下	1,120万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	1,170万円超 1,220万円以下	13万円	16万円

【改正後の配偶者控除（個人住民税）】

納税者の合計所得金額	（参考）給与所得のみの場合の給与収入	配偶者控除	老人配偶者控除
900万円以下	1,120万円以下	33万円	38万円
900万円超 950万円以下	1,120万円超 1,170万円以下	22万円	26万円
950万円超 1,000万円以下	1,170万円超 1,220万円以下	11万円	13万円

② 配偶者特別控除の見直し

現在は、配偶者の合計所得金額が38万円を超えた場合、配偶者の合計所得金額が76万円未満まで配偶者特別控除が適用できますが、改正後は配偶者特別控除の適用上限額が緩和され123万円以下に引き上げられます。

一方、配偶者控除と同様、納税者本人の合計所得金額が900万円を超えると段階的に控除額が引き下げられます。

【改正後の配偶者特別控除（所得税）】

納税者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超 90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

【改正後の配偶者特別控除（個人住民税）】

納税者の合計所得金額 配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超 100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超 105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超 110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超 115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超 120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超 123万円以下	3万円	2万円	1万円

著者紹介



おの やま なる み
小野山 匠海（公認会計士・税理士）

京都大学経済学部卒。朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）にて実務を経験後、小野山公認会計士事務所、あかつき合同会計事務所開設。

【事務所】 大阪市中央区（天満橋）

▶ 著書

「路線価による土地評価の実務」（共著）

